

作成日：2013年12月5日

サウジアラビア王国

特許庁の所在地：

(Patents) King Abdulaziz City for Science and Technology (KACST)
General Directorate of Industrial Property

P. O. Box. 6086, Riyadh 11442

TEL: 966-1-481-3350

FAX: 966-1-481-3830

E-mail: patents@kacst.edu.sa

Website: <http://www.kacst.edu.sa/en/innovation/Pages/default.aspx>

(Trade Marks) Ministry of Commerce and Industry Trade Mark Section

Riyadh 11162

TEL: 966-1-206-9449

FAX: 966-1-206-9449

Email: info@commerce.gov.sa

Website: <http://www.commerce.gov.sa/english/default.aspx>

目次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. **特許権の存続期間及び起算日**
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT) (注) 《2013年8月3日発効》
- (3) WIPO設立条約 (WIPO条約)
- (4) 世界貿易機構 (WTO)
- (5) 特許法条約 (PLT)

2. 現地代理人の必要性有無

外国に居住する出願人は、サウジアラビアにおける登録代理人を選任しなければなりません。

3. 現地の代理人団体の有無

存在しないとのことです。

4. 出願言語

アラビア語です。

5. その他関係団体

JETRO RIYADH
Council of Saudi Chambers Building 5th Floor,
King Fahd Rd., Riyadh,
Kingdom of Saudi Arabia
TEL: 966-11-219-9155
FAX: 966-11-219-9156

6. 特許情報へのアクセス方法

<http://www.kacst.edu.sa/en/innovation/Pages/default.aspx>

<http://www.kacst.edu.sa/en/services/patents/pages/SearchFilters.aspx>

でアクセスすることが可能です。

特許制度

1. 現行法令について

2004年9月6日施行された特許、集積回路の配列設計、植物品種及び工業意匠に関する法律が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 明細書・クレーム及ぶ要約 (Specification, Claims & Abstract)

アラビア語及び英語の翻訳文の提出が必要です。

(3) 必要な図面 (Drawings)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

出願日から3ヶ月以内 (延長不可) に提出できます。

(5) 譲渡証 (Assignment)

発明者が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

出願日から3ヶ月以内 (延長不可) に提出できます。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内 (延長不可) に提出できます。

3. 料金表 (単位: 米国ドル (USD) です)

法人が出願人の場合と個人が出願人の場合、料金が異なります。

かっこ内は、個人出願人の場合の料金を示します。

(1) 出願料金	2 1 4	(1 0 7)
(2) 公開料金	2 6 7	(1 3 4)
(3) 特許付与料金	2 6 7	(1 3 4)
(4) 年 金		
① 1年度	1 3 3	(6 7)
② 2年度	2 6 7	(1 3 3)
③ 3年度	4 0 0	(2 0 0)
④ 4年度	5 3 3	(2 6 7)

⑤ 5 年度	6 6 7	(3 3 3)
⑥ 6 年度	8 0 0	(4 0 0)
⑦ 7 年度	9 3 3	(4 6 7)
⑧ 8 年度	1, 0 6 7	(5 3 3)
⑨ 9 年度	1, 2 0 0	(6 0 0)
⑩ 1 0 年度	1, 3 3 3	(6 6 7)
⑪ 1 1 年度	1, 4 6 7	(7 3 3)
⑫ 1 2 年度	1, 6 0 0	(8 0 0)
⑬ 1 3 年度	1, 7 3 3	(8 6 7)
⑭ 1 4 年度	1, 8 6 7	(9 3 3)
⑮ 1 5 年度	2, 0 0 0	(1, 0 0 0)
⑯ 1 6 年度	2, 1 3 3	(1, 0 6 7)
⑰ 1 7 年度	2, 2 6 7	(1, 1 3 3)
⑱ 1 8 年度	2, 4 0 0	(1, 2 0 0)
⑲ 1 9 年度	2, 5 3 3	(1, 2 6 7)
⑳ 2 0 年度	2, 6 6 7	(1, 3 3 3)

4. 料金減免制度について

料金減免制度の規定が存在するか不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査を採用しております。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度を採用しております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用しておりません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 方式審査：

- ① 出願書類が提出されると、先ず、方式的要件について審査が行われます。
- ② 方式的要件を満たしていないと判断された場合、補正指令が発せられ、出願人は指令日から90日以内に不備を訂正すべき旨、要請されます。当該指定期間内に応答しなかった場合、出願はされなかったものとみなされます。

(2) 方式的要件を満たした場合、特許庁は実体審査に必要な料金を出願人に

通知し、当該通知日から3ヶ月以内に料金を納付することにより、実体審査に付されます

(3) 不特許事由について

次の発明は、特許を受けることができません。

- ① 発見、科学的理論及び数学的方法である場合
- ② 商業活動を行い、純粋な精神的活動を行い、又は遊戯を行う上での計画、規則及び方法である場合
- ③ 植物、動物及び植物又は動物の生産に使用される（主として生物学的な）方法である場合。

但し、微生物並びに非生物学的及び微生物学的方法は除く。

- ④ 人又は動物の体の外科的又は治療のための処置の方法及び人又は動物の体に用いられる診断方法の場合。

但し、これらの方法の何れかに使用される製品を除く。

(4) 出願公開について

所定の手数料の納付があった後、出願日から18ヶ月以内に公開されません。

(5) 新規性について

先行技術により予期されない発明は、新規なものと判断されます。

先行技術とは、書面又は口頭での開示手段により、使用により、又は当該発明の知識が具体化されるその他の方法により、何れかの場所で公衆に開示されている全てのものをいうと、規定されています。（絶対的新規性の採用です）

一定の場合、新規性喪失の例外が認められています。

- ① 特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願日（又は優先日）前6ヶ月に発明が公開された場合
- ② 出願日前1年の期間内における国際的な博覧会に発明を出品して公知になった場合

(6) 進歩性について

進歩性については、発明は、当該特許出願に関係する先行技術に関して、当該技術の当業者にとって自明でない場合には、進歩性を有するとみなされると、規定されております。

(7) 発明の単一性について

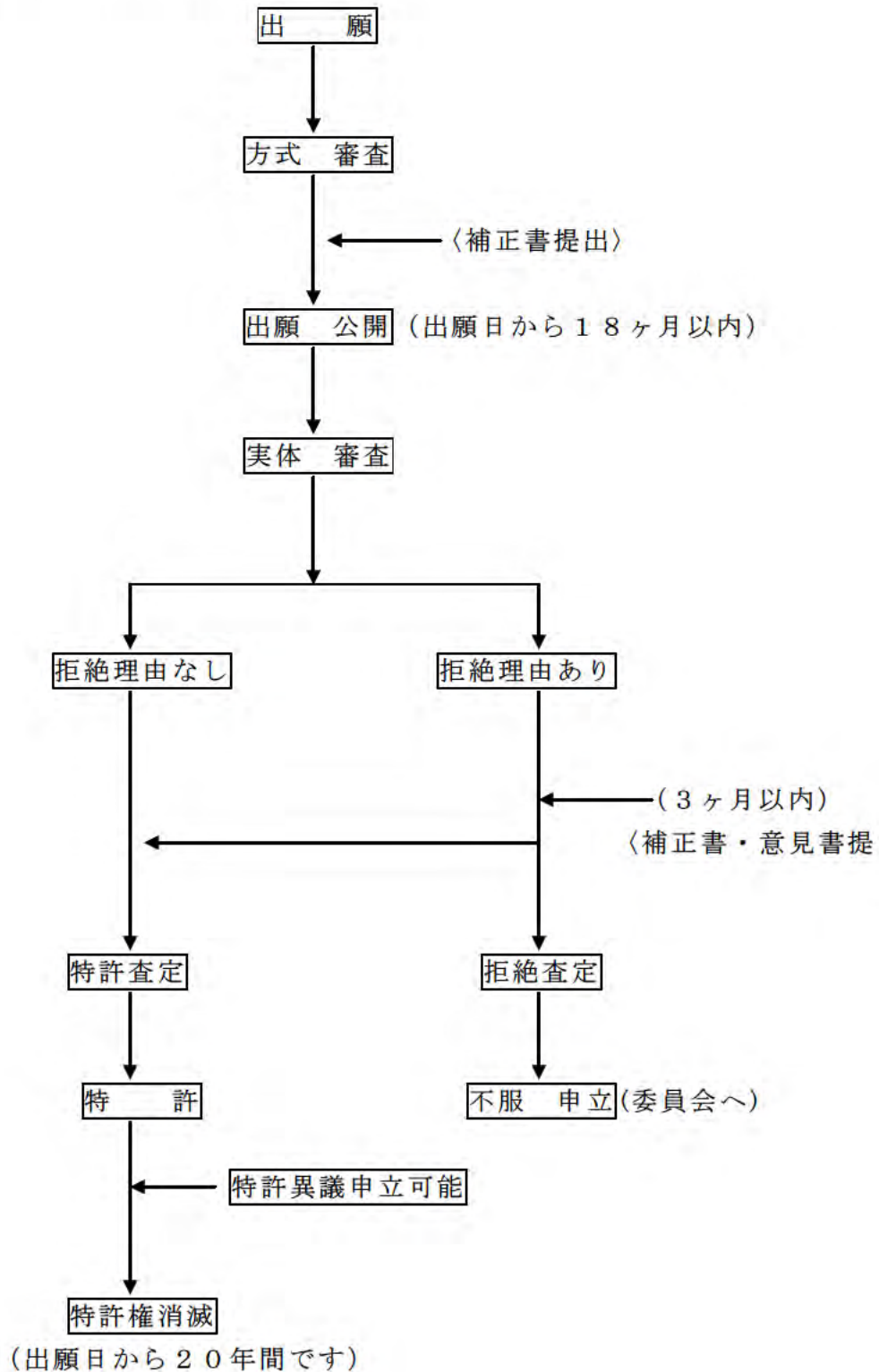
出願は、単一の発明又は単一の発明概念を形成する統合された部分のグループに係るものでなければならない。

出願人は、自己に特許を付与する決定が行われる前に、出願を2以上に分割することができる、規定されています。

(8) 実体審査：

- ① 同一発明について対応外国出願ある場合、特許庁は他の特許庁の審査結果を提出する旨、出願人に要求することができます。
- ② 実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、その旨出願人に通知され、出願人は当該通知日から3ヶ月以内に補正書／意見書を提出することができます。
なお、この応答期限は1ヶ月間延長することができます。
- ③ 上記拒絶理由通知に対して応答したが、依然として特許要件を満たしていないと判断された場合、出願は拒絶査定となります。
- ④ この拒絶査定に対しては、委員会に不服申立を行うことができます。
- ⑤ 一方、特許要件を満たしていると判断された場合は、特許付与及び公告手数料を納付するよう要請されます。
これらの料金が納付されると、特許付与の旨が公報に公告されます。
- ⑥ 利害関係人は、委員会へ特許付与後異議申立をすることができます。
また、過誤登録の場合には、無効審判を請求することもできます。

出願から登録までのフローチャート



9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年で特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願維持年金は、出願した翌年の1月1日までに納付する必要があります。その後の年金納付も同様です。

10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：次のアラビア語及び英語による翻訳文の提出が必要です。
 - ① 国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - ② 19条補正がされた場合：補正後の翻訳文
 - ③ 34条補正がされた場合：補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) PCTに加入
冒頭にて触れましたように、サウジアラビア国がPCTに加入しました。従いまして、サウジアラビア国において、従来のI)パリルート直接出願、II)湾岸協力会議(GCC)による出願に加え、III)2013年8月3日以降PCT出願(サウジアラビア国指定)により、発明の保護を求めることができるようになりました。
なお、サウジアラビア国はPCT第II章に拘束されるため、上記日付以降にされました国際出願について国際予備審査の請求がされた場合には、サウジアラビア国は自動的に選択されることとなります。
- (2) 現地代理人は、明細書等をアラビア語に翻訳する必要があります。
従いまして、現地代理人対し当該翻訳文作成のため十分な時間を与えるために、明細書等の英語翻訳文をできる限り早めに送付すべきと、思います。
翻訳文作成のための期間が短い場合、緊急出願として翻訳文作成料金がかなり割高になることがあるからです。
- (3) 委任状や譲渡証には、領事認証の手続きが要求されております。
これらの認証手続きには、時間がかかり提出期限までに間に合わない場合も想定されますので、サウジアラビア国への出願が決まりましたら出来る限り早めに手続きをすることを勧めます。
- (4) 一般的に、サウジアラビア国を含め中近東へ出願する場合、現地代理人の数も少なく、特定の大手代理人に限定されます。
これら大手代理人は、中近東諸国の複数の国々を代理している関係で、

たとえば、特定国の特定案件の出願状況の確認を求める場合、コミュニケーションがスムーズに行かない場合があります。

従いまして、期限的に余裕をもって現地代理人との連絡をすることを勧めます。

意匠制度

1. 現行法令について

2004年9月6日施行された特許、集積回路の配列設計、植物品種及び工業意匠に関する法律が適用されています。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要です。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photographs & Drawings)

(3) 意匠の簡単な説明書 (Brief description of the design pointing out the novel aspects thereof)

(4) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

(5) 譲渡証 (Assignment)

創作者が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位：米国ドル(USD)です)

法人が出願人の場合と個人が出願人の場合、料金が異なります。

カッコ内は、個人出願人の場合の料金を示します。

(1) 出願料金	80	(40)
(2) 公告及び付与料金	95	(50)
(3) 登録証発行料金	30	(15)
(4) 年 金		
① 1年度	80	(40)
② 2年度	80	(40)
③ 3年度	160	(80)
④ 4年度	160	(80)
⑤ 5年度	240	(120)
⑥ 6年度	240	(120)
⑦ 7年度	320	(160)

⑧ 8年度	320	(160)
⑨ 9年度	400	(200)
⑩ 10年度	400	(200)

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

方式的要件の審査のみ、実体審査は行われません。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

出願審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠は、特許法の中に「工業意匠」として規定され、特許法が準用されております。

従いまして、以下、主に特許と相違する点について説明します。

なお、意匠に関しては、実体的な審査は採用されておられませんので、方式的要件を満たし、登録料金を納付することにより、登録されます。

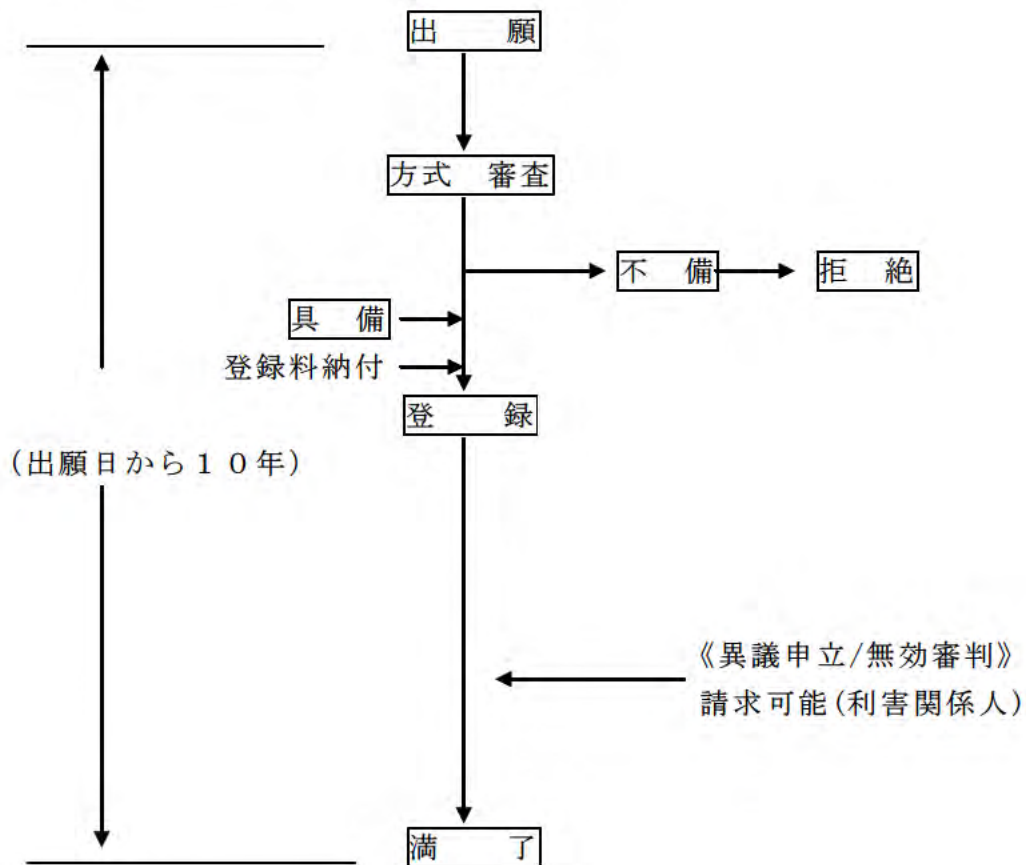
- (1) 工業意匠とは、2次元の線若しくは色彩又は3次元の形状であって、工業製品又は伝統工芸品に特別の外観を与えるものである。
ただし、これが織物意匠を含め、単に機能的又は技術的な目的のみでないことを条件とすると、定義されております。
- (2) 新規性に関しては、出願日（又は優先日）前に、使用又はその他の方法で何れかの場所において目に見える形での公表により公衆に開示されたことがない場合は、新規であるとみなされると、規定されています（絶対的新規性の採用です）。

〈新規性喪失の例外の適用〉

- ① 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公知になった場合、特許と同様です。
- ② 国際的博覧会に出品することにより公知になった場合は、出願日前6ヶ月以内の場合に適用されます。
- (3) 不登録事由に関しては、
 - ① 商業的利用が、イスラム法に違反する場合

- ② 商業的利用が、生命又は人、動物若しくは植物の健康に有害である場合、または環境に相当程度有害である場合、付与されないと、規定されています。
- (4) 異議申立等について
無審査登録制度を採用しておりますので、登録要件を満たしていない出願が登録された場合は、登録後異議申立／無効審判の対象になります。
- (5) 意匠特有制度について
我が国の意匠法に規定されている、関連意匠制度及び組物の意匠制度等については、規定されていません。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 存続期間は、出願日から10年間です。登録日より発生します。
- (2) 年金は出願した年の翌年1月1日までに納付する必要があります。その後の年金も同様に、毎年1月1日までに納付となります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておりません。

11. 留意事項

特許出願の場合と同様です。

商標制度

1. 現行法令について

2002年8月7日国王命令第M/21号の商標法が適用されています。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の氏名・住所、優先権を主張する場合はその情報、商標の説明、商標の複製、商品又は役務の区分等を記載します。

(2) 商標見本 (Mark)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

領事認証 (Legalization) が必要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

3. 料金表 (単位: 米国ドル(USD)です)

(1) 出願料金	270
(2) 公告料金	270
(3) 登録料金	800
(4) 更新登録料金	800
(5) 譲渡・名義変更料金	270
(6) 使用権設定料金	270

4. 料金減免制度について

料金減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されていません。

7. 審査請求制度の有無

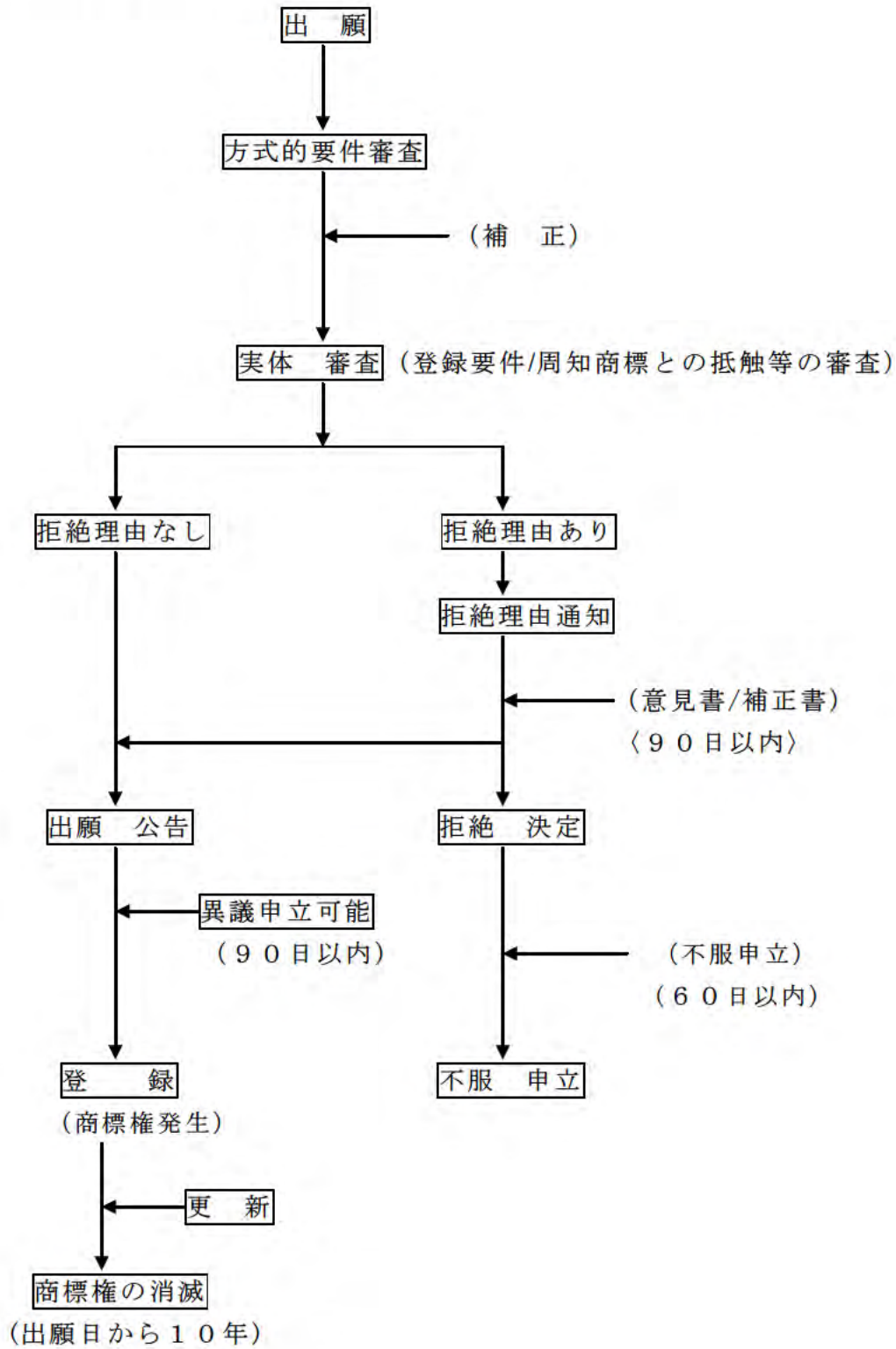
審査請求制度は採用されていません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- ① 一出願一区分制が採用されています。

- ② なお、サウジアラビアはニース協定に加盟しておりません。
但し、ニース協定の国際分類が適用されておりますが、第33類の「ワイン、スピリット及びリキュール」に関する商品は登録を受けることができません。
- (1) 出願がなされると、方式的要件、登録適格性及び先登録商標と同一又は類似について審査されます。
- (2) 不登録事由について
次のものは、商標とはみなされません。
- ① 識別性のない標識であって、特性の説明であるもの又は単に慣習上商品又は役務に与えられた一般的名称に過ぎないもの
 - ② 宗教に反する、又は宗教的な性質の記号と同一又は類似の表示の場合
 - ③ 公序良俗に反する商標の場合
 - ④ 公衆に誤認を生じる恐れのある商標の場合
 - ⑤ 他人の登録商標と商標が同一又は類似し、商品等が同一又は類似の場合
 - ⑥ 登録された周知商標と同一又は類似する商標の場合
 - ⑦ サウジアラビア国における未登録周知商標と同一又は類似する商品等について同一又は類似する商標について使用する商標の場合
- (3) 出願後、60日以内に登録要件を満たしているか否かについて決定され、要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由が通知され出願人は通知日から90日以内に補正書等を提出することができます。
- (4) 上記拒絶理由通知に対して応答したが、依然として拒絶理由を解消することができなかった場合は、最終的に拒絶の決定がされます。
- (5) 出願人は、拒絶の決定に不服を有する場合、当該通知日から60日以内に商業省に不服申立をすることができます。
- (6) 実体審査の結果、登録要件を満たしていると判断された場合、出願内容は公表（出願公告）されます。
- (7) 出願公告された商標に対して、利害関係人は公告の日から90日以内に苦情処理委員会に異議申立をすることができます。
- (8) 商標登録すべき旨の最終決定がされた場合、異議申立に理由なしとの決定がされた場合には、商標は登録原簿に登録され、出願人に登録証が発行されます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。登録日より発生します。
- (2) 存続期間は最後の年の6ヶ月期間内に更新の申請をすることができます。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
- (2) 使用する意思も登録要件とはされていませんが、登録後に継続して5年以上登録商標を使用していない場合は、利害関係人の請求により商標登録が取り消されます。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、視覚により認識することができる識別性のある形状、署名、言葉、文字、番号、図形、記号、浮彫り、銘刻若しくはその他の標識又はその組合せと、定義されています。
- (2) 上記定義から、音響商標やにおい商標等は保護対象とはなりません。
- (3) 立体商標、団体商標の登録も認められております。

12. 留意事項

- (1) 出願に際して、1又はそれ以上の類の商品又は役務について行うことができますが、一出願多区分制は採用されておりませんので、留意して下さい。
- (2) サウジアラビアは、国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定議定書の加盟国ではありませんので、このルートによる商標の保護を受けることはできませんので、留意して下さい。
- (3) 商標登録の取消
商標登録は以下の場合に請求により取り消されますので、留意して下さい。
 - ① 商標権者が、正当な理由なく継続して5年間登録商標を使用していなかった場合
 - ② 商標が公序良俗に違反して登録された場合
 - ③ 商標が不正に又は虚偽の情報に基づいて登録された場合
- (4) 委任状の領事認証手続きに関して
特許の箇所でも述べましたが、領事認証手続きにはある程度の時間が必要です。
従いまして、サウジアラビア国への商標登録出願が決まりましたら、できる限り早めに認証手続きをすることを勧めます。